甲欄
乙欄

平成27年分 退職所得 給与所得 に対する所得税源泉徴収簿

所属	職名	住所	氏名	社員番号
東京営業所 東京営業部	課長	161-0033 東京都新宿区下落合１－２－３	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ｼﾐｽﾞ ﾏｻﾋｺ 清水　真彦 (生年月日：　昭和 55 年　5 月　1 日)	1022

区分	月区分	支給月日		総支給額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	前職等									
	1	1	30	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	2	2	27	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	3	3	31	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	4	4	30	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	5	5	29	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	6	6	30	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	7	7	31	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	8	8	31	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	9	9	30	335,000	50,500	284,500	1	6,210	0	6,210
	10	10	30	335,000	51,810	283,190	1	6,100	0	6,100
	11	11	30	335,000	51,810	283,190	1	6,100	0	6,100
	12	12	28	325,000	51,760	273,240	1	―	△25,962	△25,962
	計			4,010,000	609,880	3,400,120		68,090		
賞与等		7	10	487,500	68,352	419,148	1	25,677	0	25,677
		12	10	484,250	69,692	414,558	1	25,395	0	25,395
	計			971,750	138,044	833,706		51,072		

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額

同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	税額	差引残高	月別	税額	差引残高

扶養控除等の申告

申告の有無	控除対象配偶者 一般	控除対象配偶者 老人	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居老親	老人扶養親族 その他	障害者等(該当を○で囲む)		従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者有無
	当初	当初	当初	当初	当初	当初	当初	一般 本 配 扶		
	(有)・無	有・無	人	人	人	人	人	特別		
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	同居特別	当初	(有)・無
	有・無	有・無	人	人	人	人	人	寡婦	人	
(有)・無	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	特別寡婦		
	有・無	有・無	人	人	人	人	人	寡夫	月 日	
								勤労学生	人	

年末調整

区分		金額	税額
給料・手当等		4,010,000	68,090
賞与等		971,750	51,072
計		4,981,750	119,162
給与所得控除後の給与等の金額		3,444,000	配偶者の合計所得金額 (　円)
社会保険料等控除額	給与等からの控除分	747,924	旧長期損害保険料支払額 (　円)
	申告による社会保険料の控除分		給与控除分のうち小規模企業共済等掛金の金額 (　円)
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分		申告控除分のうち国民年金保険料等の金額 (　円)
生命保険料の控除額		60,160	
地震保険料の控除額		48,240	
配偶者特別控除額			
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		760,000	
所得控除額の合計額		1,616,324	
差引課税給与所得金額・算出所得税額		1,827,000	91,350
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額			
年調所得税額			91,350
年調年税額(年調所得税額×102.1%)			93,200
差引超過額又は不足額			△25,962
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		
	差引還付する金額		25,962
	同上のうち 本年中に還付する金額		25,962
	同上のうち 翌年において還付する金額		
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額		
	翌年に繰り越して徴収する金額		